

川崎市幸区社会福祉協議会

令和4年（2022）度事業計画

重点事業

1 「第5期地域福祉活動計画」に沿った事業の実施

3年間の計画期間（令和3年度から令和5年度まで）で策定した第5期地域福祉活動計画の目標・方針に沿って事業を実施します。

また、次期地域福祉活動計画の策定に向けた、市社協・区社協間での調整を行います。

2 住民交流活動拠点の円滑な運営

区内3カ所の陽だまりの円滑な運営により、「誰もが顔見知りになれる」交流の場、地域の居場所づくりに取り組みます。

3 福祉教育への取り組み強化

福祉を理解し、身近に感じることで地域福祉に目を向ける機会が増えるよう学校・地域・地元企業等と連携し、地域ぐるみの福祉を推進します。

4 総合相談事業の実施体制の整備

住民から寄せられる様々な相談をしっかりと受け止め、関係機関等と連携し解決につなげられる体制づくりに努めます。

5 安定財源確保と啓発強化

住民に社協活動を理解してもらうための広報啓発活動に積極的に取り組み、賛助会費や寄附金等の自主財源確保に努めます。

事業計画の内容

幸区社会福祉協議会 事業費【 57,865 千円】

【サービス区分事業活動支出 40,528 千円】

【共同募金配分金 17,337 千円】

共同募金配分金事業は【共募】と記載しています。

1 幸区社会福祉協議会運営事業

常任委員会を中心とした円滑な運営を図るとともに、各種委員会を開催し各分野での取り組みを推進します。

- (1) 常任委員会、運営協議会の開催
- (2) 各種委員会の開催
- (3) 自主財源の確保
- (4) 会員の増強、賛助会員・協賛会員の募集
- (5) 社会福祉士相談援助実習の受け入れ

2 調査・研究事業

「第5期幸区地域福祉活動計画」に沿った事業展開を実施します。地域課題の把握に努め、幸区役所「地域福祉計画」との役割を明確にして、地域住民が参加しやすい取り組みを目指します。

- (1) 「第5期幸区地域福祉活動計画」に沿った取り組みの実施
- (2) 次期地域福祉活動計画策定に向けた市社協・区社協間での調整
- (3) 安定した事業運営のための財源確保及び組織体制の検討

3 研修事業

常任委員会委員・運営協議会委員等を対象とした研修を実施します。

4 企画・広報事業

広報紙発行やホームページ等により、住民への福祉啓発、情報提供を行います。

- (1) 幸区社会福祉大会の開催
- (2) 広報紙「幸区の社会福祉」の発行（全戸配布）【共募】
- (3) 区社協通信の発行（会員・登録ボランティア等へ発送）
- (4) 区社協ホームページでの情報提供の充実強化【共募】

5 地域福祉活動事業

地区社協や行政、福祉関係をはじめ多様な機関と連携し、区内地域福祉の充実に向けた事業を実施します。

- (1) 地区社協の育成と活動支援、地域課題への連携した取り組みの実施【共募】
- (2) 地区社協等で実施している子育て支援事業や会食会等への支援協力【共募】
- (3) 地区社協連絡会議の開催
- (4) 住民活動交流拠点(小倉の駅舎陽だまり、塚越の陽だまり、河原町の陽だまり)の運営の充実【共募】
- (5) シニア向けいきがづくり・介護予防事業の実施【委託】(河原町の陽だまり)
- (6) 総合相談事業の実施体制の整備、資料の収集と情報の提供【共募】
- (7) 相談を通じた住民の福祉ニーズの把握
- (8) 移送サービス事業の実施【共募】
- (9) 車いす貸出事業の実施【共募】
- (10) 高齢者疑似体験グッズ等の福祉用具の貸し出し
- (11) 不要になった福祉用具のリサイクルに関する取り組みの実施
- (12) 障害者関係団体等との協働による講座等の開催
- (13) 区内障害者施設関係者との情報交換の実施
- (14) 子育て支援に関する啓発事業(プラザ祭り・子育て支援団体交流会等)
- (15) 「みんなで子育てフェアさいわい」への参加・協力
- (16) プラザ祭りの開催(区民祭と同日開催)
- (17) 区内の生活困窮者支援の一環として、食料や日用品の配付を実施

6 団体等助成事業

地区社会福祉協議会及び福祉関係団体が実施する事業が効率的に展開できるよう必要な助成を行います。

- (1) 地区社会福祉協議会への地域福祉活動費等の交付
- (2) 共同募金を原資とした助成事業【共募】
- (3) 幸区民生委員児童委員協議会への助成
- (4) 社会を明るくする運動、リレーカーニバル、幸区民祭への協賛

7 共同募金事業

共同募金の配分を受け、事業を実施します。

- (1) 共同募金会が実施する共同募金運動(年末たすけあい運動含む)に協力
- (2) 共同募金配分金を財源とした事業の実施
 - ア 慰問金の配分
 - イ 慰問品の配分
 - ウ 広報紙「幸区の社会福祉」の発行(全戸配布)
 - エ 区社協ホームページでの情報提供の充実強化
 - オ 地区社協の育成と活動支援、地域課題への連携した取り組みの実施
 - カ 地区社協等で実施している子育て支援事業や会食会等への支援協力
 - キ 住民活動交流拠点(小倉の駅舎陽だまり、塚越の陽だまり、河原町の陽だまり)の運営の充実
 - ク 総合相談事業の実施体制の整備、資料の収集と情報の提供

- ケ 移送サービス事業の実施
- コ 車いす貸出事業の実施
- サ 共同募金を原資とした助成事業
- シ ボランティアセンターの運営
- ス 区社協の運営

8 福祉パル管理運営事業

福祉パルさいわいの管理運営を行います。

9 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金に関する相談及び申請手続きを実施します。また、償還支援及び滞納世帯への早期対応に努めます。

10 ボランティア活動振興事業

幸区社協ボランティアセンターの周知と運営の充実、住民への啓発、情報提供、活動支援等を行います。

- (1) ボランティアセンターの運営【共募】
- (2) ボランティアセンター運営委員会の開催
- (3) ボランティア等に関する相談と調整、情報収集と提供
- (4) 人材の育成、講座の開催
- (5) ボランティア情報の発信
- (6) 交流会の実施
- (7) 福祉教育の推進（学校授業、チャレボラ、はぴボラ等）
- (8) ボランティア保険の受付

11 幸区あんしんセンター事業

高齢者や障害のある方の権利擁護に関わる相談を受け、関係機関と連携しながら、ご本人が地域で安心して生活ができるよう支援します。

- (1) 日常生活自立支援事業
 - ア 福祉サービス利用援助事業
 - イ 日常的金銭管理サービス事業
 - ウ 書類等預かりサービス事業
- (2) 成年後見支援センター事業
 - ア 成年後見制度利用促進のための広報や相談
 - イ 親族後見人への支援

1 2 老人いこいの家運営等事業

「老人いこいの家」の適正な管理運営を行います（区内6箇所）。老人いこいの家を地域の拠点施設として位置付け、高齢者をはじめとする幅広い世代が気軽に安心して利用できる施設としての活用を図ります。

- (1) 総合相談窓口機能の強化
- (2) 施設の適切な保守管理
- (3) 教養講座の開催
- (4) 入浴事業の実施
- (5) 定期的な避難訓練の実施と必要に応じた災害対応マニュアルの更新
- (6) 利用者の活動発表や啓発を目的とした「老人いこいの家まつり」の開催
- (7) 幅広い世代を対象とした事業の企画実施(多世代交流をはじめとした地域交流事業)
- (8) 利用者満足度調査の実施
- (9) 運営委員会の開催

1 3 公益事業

- (1) 高齢者外出支援事業（高齢者フリーパスの交付）の実施（福祉パルさいわい、小倉の駅舎陽だまり、河原町の陽だまり）

1 4 災害活動関連事業

- (1) 災害時におけるボランティアセンターの役割の検討

1 5 団体事務

- (1) 神奈川県共同募金会川崎市幸区支会への協力
- (2) 幸区民生委員児童委員協議会への協力

1 6 その他

地域福祉推進に必要な事業を実施

幸区制50周年記念事業に参加協力

その他、老人福祉センターとの連携など川崎市社会福祉協議会が実施する事業を推進